

平成28年度主任介護支援専門員更新研修を修了された方へ

「証の有効期間の選択」と「証の更新手続き」のご案内

- ・主任介護支援専門員（以下「主任 CM」と言う。）更新研修を受講することで、従来の更新研修を受講しなくても証の更新手続きができるようになりました。
- ・この場合、介護支援専門員の証の有効期間満了日は原則として主任 CM 更新研修修了証明書の有効期間満了日に揃えることとなりますが、申し出があれば別々の有効期間満了日とすることも可能です。

有効期間の選択（次の二通りが選択できます。）

更新手続きの際に、「申出書」を更新書類一式と併せて送付してください！

- 1 主任 CM の有効期間満了日に介護支援専門員の証の有効期間日を揃える。
更新後の証の有効期間が統一されます。
- 2 主任 CM の有効期間満了日に介護支援専門員の証の有効期間日を揃えない。
更新後の証の有効期間が異なります。

証の更新手続きについて

主任 CM 更新研修修了証明書での更新手続きは平成29年10月20日から開始となります！

- 1 必要書類
 - ・別記第9号様式「介護支援専門員証交付申請書（更新）」
 - ・現に有する介護支援専門員の原本（有効期間が1年以内のもの）
 - ・更新研修の修了を証する書面の写し又は都道府県知事が指定する研修の修了を証する書面の写し
 - ・写真（縦3cm×横2.4cm）1枚
（6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景で、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）
 - ・収入証紙2, 500円（様式に貼付）上記のほか、次の書類が必要です。
 - ・「**申出書**」（別紙のとおり）
- 2 提出先及び提出方法
 - ・最寄りの総合振興局（振興局）の社会福祉課
 - ・持参又は簡易書留での送付をお願いします。
- 3 更新後の証について
 - ・有効期間は申立書により選択したとおりとなります。
 - ・介護支援専門員と主任 CM の証を区別するために、更新後の証の色がクリーム色になります。

今後のお知らせについて

主任 CM の資格管理については、引き続き次のページで随時お知らせいたします。

<http://www.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/Keamane.htm>

（北海道介護支援専門員関連情報のページ）

お問い合わせ先

〒060-8588 北海道中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課地域包括ケアグループ
電話 011-204-5272（直通）

